

医療・介護事業支援セミナー(姫路)

外来機能の可視化「かかりつけ医機能報告」・人手不足への対応提案

年間死亡者数157万人(2023年厚労省人口動態統計)終活ブームですが、自身の死について、誰に「死亡診断書」を書いてもらうのか?を大半の人が決めていないと思います。また、医療・介護に限らず、すべての企業での未充足求人数(人手不足)が2023年6月時点で1,489万人(厚労省2023年上半期雇用動向調査)となっていますが、その具体的解決策は見えておりません。一方、スマートフォンの所有者率は60歳代91%、70歳代83%(2024年1月 NTT ドコモモバイル社会研究所調査)となっており、高齢者層の「情報」へのアクセス方法は激変しています。そういった背景を踏まえつつ、これからの医療機関や介護事業者への影響を考察し、以下のテーマにてセミナーを開催いたします。

日 時

2025年2月14日(金) 13:30~16:30

会 場

BIZ SPACE HIMEJI 903会議室

【第1部】 講師 一般社団法人 全国地域医業研究会(地域包括会計事務所)理事 會田幸之 「かかりつけ医機能報告制度」の義務化による医療機関、 介護事業者への影響について

外来機能の可視化「かかりつけ医機能報告」

2023年5月「全世代対応型の持続可能な社会保障制度」構築のため、健康保険法等の一部を改正する法律が成立・公布され、その法律において「医療法」が改正され、2024年に「医療機能情報提供制度の刷新」が施行されました。「かかりつけ医機能報告の創設」「患者に対する説明」が規定され、2025年4月に施行されます。報告制度は「かかりつけ医機能を有する医療機関」を明確にすることが目的です。2026年1~3月に特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての診療所・病院が報告書を提出する義務を負います。

「かかりつけ医機能を有する医療機関」について、国民や患者に「情報」を提供し、明確にすることにより、国民や患者の「選択」を可能にすることを目的としています。

【第2部】 講師 サードプレイス社会保険労務士法人 代表社員(代表取締役) 三島幹雄先生 技能実習制度廃止、「育成就労制度」への移行に見られ る外国人介護職員の最新動向と医療・介護事業への影響

「育成就労制度への移行」

2024年6月技能実習に代わる新たな制度「育成就労」を新設するための関連法の改正が、国会で可決・成立しました。「技能実習法」は「育成就労法」へと抜本的に改められ、また、法律の目的も、「開発途上地域等の経済発展を担う人づくりへの協力」から、「特定技能1号水準の技能を有する人材の育成」「育成就労産業分野における人材の確保」に改められました。今回の法改正で、通算最長5年の在留が認められた「技能実習」の在留資格は廃止され、代わって、「特定技能」への移行を前提とする「育成就労」の在留資格が設けられ、在留が認められる期間は原則3年以内とされるなど、制度は大きく改正されました。本年4月より外国人介護職員の訪問系サービスへの従事が解禁される見込みです。今後、民間の介護事業者がそれらの雇用に参入するため、採用競争が激化することも考えられます。今がもっとも良い採用環境であり、今後は日を追うごとに採用が困難となると考えられます。

医療・介護事業支援セミナー (外来機能の可視化「かかりつけ医機能報告」・人手不足への対応提案)

第1部 「かかりつけ医機能報告制度」の義務化による
医療機関、介護事業者への影響について

- 病院・診療所の「かかりつけ医機能制度」への対応と義務化による介護事業者へ与える影響
- かかりつけ医機能報告の創設(2025年4月施行)患者に対する説明(2025年4月施行)について
- かかりつけ医機能制度と介護事業との関係の変化について
- かかりつけ医機能制度に関する「発出する情報」と「入手する情報」
- 「情報」の持つ意味と地域包括ケアについて

講師 一般社団法人 全国地域医業研究会(地域包括会計事務所)理事 會田幸之

第2部 技能実習制度廃止、「育成就労制度」への移行に見られる
外国人介護職員の最新動向と医療・介護事業への影響

- 介護職員の最新動向と介護業界の人材不足に対する国の政策
- 介護事業所や病院の今後の採用戦略と成功のポイント
- 成功事例、失敗事例に見る外国人材定着・活躍のポイントと留意点

講師 サードプレイス社会保険労務士法人 代表社員(代表取締役) 三島幹雄先生

一般社団法人 全国地域医業研究会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-19-6-4F

TEL 03-6222-8749 FAX 03-6222-8748

日 時	2025年2月14日(金) 13:30~16:30 (受付13:15~)	
参加費	3,000円(1名様につき、資料代込) ※全国地域医業研究会会員事務所からの紹介は無料	
会 場	BIZ SPACE HIMEJI 903 会議室 【会場定員25名】 〒670-0012 兵庫県姫路市本町 127 番地 大手前ダイネン BLD.II 会場 TEL 079-226-0130 JR 各線「姫路駅」北口から徒歩7分	

お申込みは FAX もしくは、右下の QR コードを活用下さい。【申込期限2/5(水)】

御事業所名		御出席者名 役職／氏名	
住所 〒 -		【会員事務所からの紹介の方は会員事務所名を記載下さい】	
TEL		FAX	
メールアドレス			
@			

申込先 FAX 03-6222-8748

一般社団法人 全国地域医業研究会まで送信ください

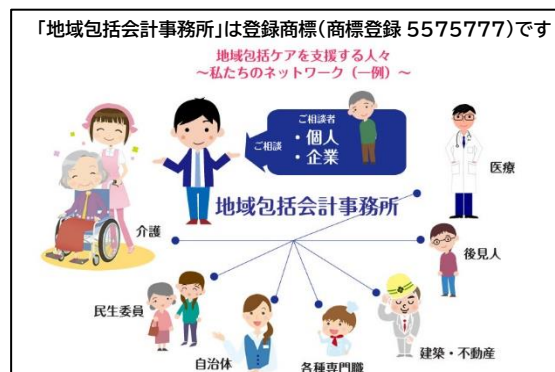
医療・介護事業支援セミナー（外来機能の可視化「かかりつけ医機能報告」・人手不足への対応提案）**主催 一般社団法人 全国地域医業研究会**

全国の会計事務所や医療・介護支援に積極的な企業を中心とした会員組織として、平成7年に設立し、平成27年からより活動の幅を広げるために、一般社団法人として法人化し現在に至ります。

人々が安心して日常生活を送るためには、医療と介護の提供体制の充実が不可欠であり、両者は相互・連携して機能する必要があります。これがまさに現在の日本において重要視されている「地域包括ケアシステム」であり、当会が支援している仕組みです。

地域包括ケアシステムの実現については様々な専門家集団とのネットワークづくりが重要になります。私たちは、日々の業務の中で多方面の専門家と協力をしながら、様々な問題解決に当たっています。この強みを活かして、「地域包括ケアシステム」の支援を行い、「地域包括会計事務所」をつくり活動しております。活動の成果についても随時公開させていただいております。活動の一環として、全国にて医療機関や介護施設等を対象とした「医療・介護経営支援セミナー」を毎年開催しております。詳しくは当会ホームページをご参照下さい。<http://www.e-coba.jp/>

事務局 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-19-6-4F TEL03-6222-8749 FAX 03-6222-8748

**後援 税理士法人恵愛(えらぶ)**

姫路市に本部を置き、兵庫県内はもとより関西地域を中心に医療介護分野における会計業務をサポートしております。一般社団法人全国地域医業研究会会員事務所として、また、地域包括会計事務所として、日々医療介護の研鑽に励み、活動を行っております。代表社員税理士 川内保幸。<https://www.alove.or.jp/>

本部事務所 〒672-8014 兵庫県姫路市東山 257-2 TEL:079-240-5491 FAX:079-240-5492

第1部 講師 一般社団法人 全国地域医業研究会(地域包括会計事務所)理事 會田幸之

税理士／一般社団法人 全国地域医業研究会 理事

1980年 税理士登録、會田会計事務所開業

1995年 会計事務所と医療関連企業の非営利ネットワーク「全国地域医業研究会」を設立、代表に就任

2011年 全国地域医業研究会顧問就任

2015年 全国地域医業研究会の一般社団法人化に伴い、理事に就任、現在に至る

第2部 講師 サードプレイス社会保険労務士法人 代表社員(代表取締役) 三島幹雄先生

特定社会保険労務士／一般社団法人 全国地域医業研究会 会員

2007年 三島幹雄社会保険労務士事務所開設

2011年 社会保険労務士法人三島事務所へ法人化(代表社員)

2016年 東京都社会保険労務士会 医療労務管理支援事業等運営特別委員会 副委員長(～2019年5月)

2018年 サードプレイス・ネットワーク株式会社設立(代表取締役)

2019年 株式会社全国労務診断協会設立(代表取締役)

大企業への総合人事サービス(アドバイス・アウトソーシング・コンサルティングのワンストップサービス)、介護・医療・福祉業界の労働環境整備支援、上場企業の M&A やリストラクチャリングなどの支援に強みを持つ。

公職として、東京都社会保険労務士会の医療労務管理支援事業等運営特別委員会の副委員長を4期務め、現在は福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業実施本部オブザーバーとして東京都と連携し都内介護事業所・障害福祉事業所の処遇改善の支援を行っている。